

「生乳受託販売の弾力化」に係る 説明会

農林水産省生産局畜産部
牛乳乳製品課

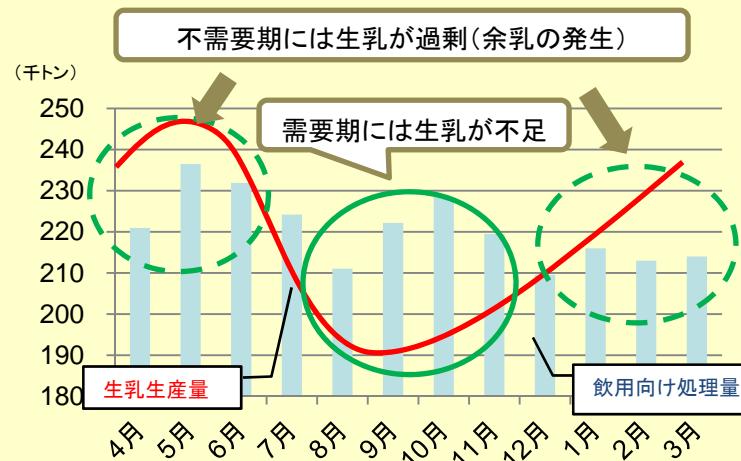
説明内容

- I 指定生乳生産者団体の役割
- II 「生乳受託販売の弾力化」のねらい
- III 「生乳受託販売の弾力化」に係る経緯
- IV その他

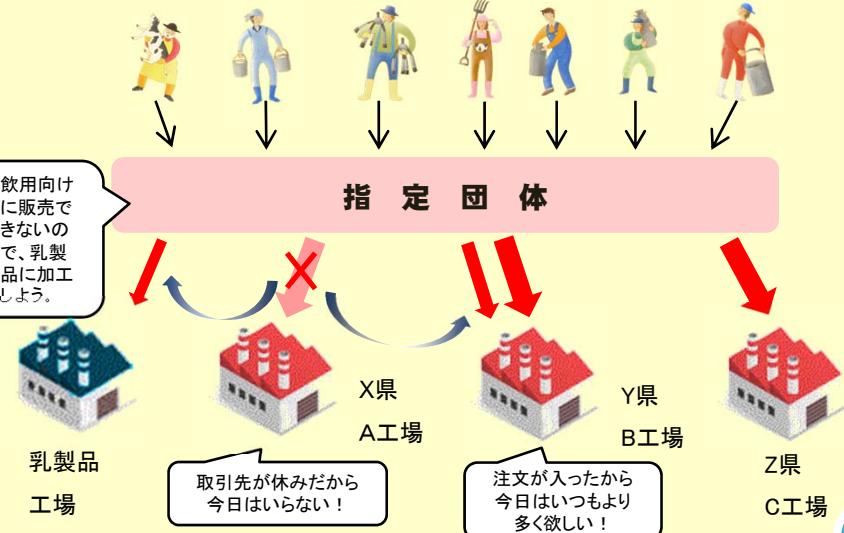
I 指定生乳生産者団体の役割

- 生乳は、毎日一定量が必ず生産され、腐敗しやすく貯蔵性のない液体であることから、個々の酪農家が生乳の特性上、交渉立場の強い乳業メーカーに対して、対等の交渉力をもって取引することは難しいことを踏まえ、適正な乳価水準実現のため、指定生乳生産者団体(指定団体)が酪農家から販売委託を受けて、乳業メーカーと交渉。
- この指定団体制度により、価格交渉力に加え、
 - ① 生乳は液状で輸送コストがかさむことから、指定団体がまとめて効率的に輸送し、輸送コストを削減
 - ② 広域的な販売ルートを持つ指定団体が販売を調整することにより、余乳が発生しても、生産された生乳を廃棄することなく販売することも期待されているところ。

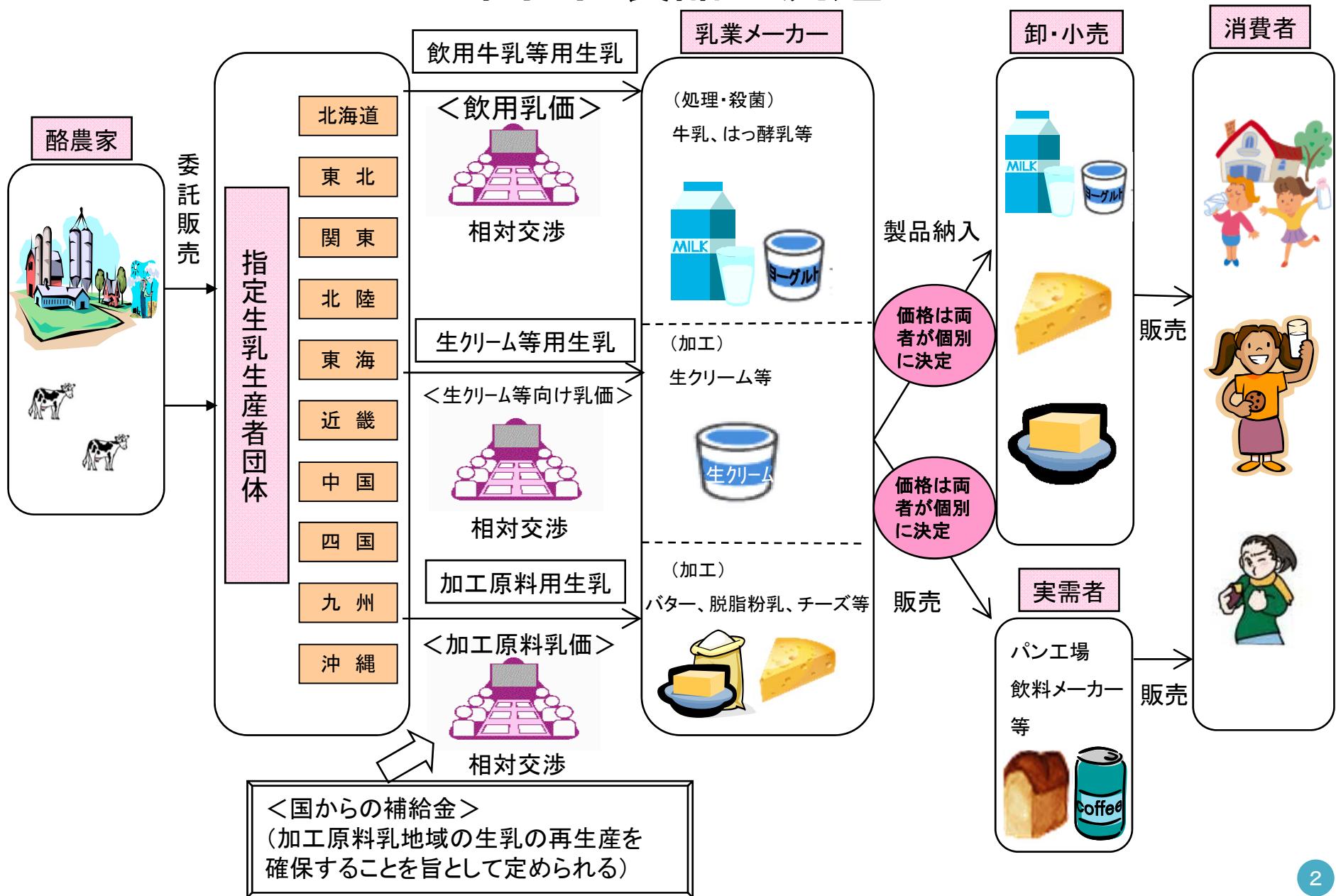
○ 都府県における月ごとの生乳需給



○ 広域的な販売調整のイメージ

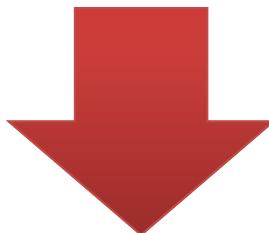


牛乳乳製品の流通



Ⅱ 「生乳受託販売の弾力化」のねらい

- 1 6次産業化の支援
- 2 生乳の有利販売の徹底



指定生乳生産者団体
の機能(乳価交渉力
等)にも留意する必要

- 1 酪農家所得の向上
- 2 新たな需要の創出

III 「生乳受託販売の弾力化」に係る経緯

平成10年

- ・自家処理枠(日量1.0t)創設
- ・プレミアム取引制度創設



平成24年

- ・自家処理枠の拡大(日量1.0t→1.5t)
- ・自家処理施設の共同利用



平成26年(今回)

- ・自家処理枠の拡大(日量1.5t→3.0t)
- ・特色ある生乳の酪農家と乳業者(日量3.0t)との直接取引
- ・プレミアム取引の酪農家による直接交渉の追加

「「日本再興戦略」改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定) 酪農分野(抜粋)

第二 3つのアクションプラン

二. 戦略市場創造プラン

テーマ4:世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

テーマ4-① 世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな 農山漁村社会

(3)新たに講すべき具体的施策

ii) 国内バリューチェーンの連結

また、畜産・酪農分野を更に強化し、市場のニーズに的確に対応したマーケットインの発想等に基づき日本農業の強みを伸ばすとともに、飼料用米の安定的な需要先を確保する。

②6次産業化等による畜産・酪農の成長産業化

国産飼料・飼料用米を活用し、畜産・酪農における生産物の差別化・ブランド化を図る。飼料用米をはじめとする地域の飼料資源の供給・加工流通等の体制を整備するとともに、新技術の開発・普及・定着を図り、畜産クラスターを構築し、地域ぐるみで収益向上を図るとともに生産基盤を強化する。また、酪農家の創意工夫による6次産業化・輸出の取組を支援するため、2015年度から、

ア) 指定団体との生乳取引について、指定団体の機能に留意しつつ、改善することとし、

- ・日量1.5tの自家製造枠を3.0tに倍増する。
- ・酪農家が、指定団体への販売委託と同時に、特色ある生乳を乳業者(日量処理能力3.0t以下)に直接販売できるようにする。
- ・酪農家が、特色ある生乳について、乳業者と直接価格交渉し、乳価に反映させることができるようにする。

イ) 6次産業化のための小規模な乳業施設や、輸出向けの乳業施設の設置について、その規制を緩和する。

これらの取組により、酪農について、2020年までに6次産業化の取組件数を500件に倍増させる。

6次産業化・輸出促進のための酪農家の創意工夫に応える環境整備

- ✓ 酪農家の創意工夫による6次産業化・輸出の取組を支援し、市場のニーズに的確に対応したマーケットインの発想に基づく酪農の付加価値創出を促進するため、
(1) 指定団体との生乳取引について、指定団体の機能(多くの酪農家から販売委託を受けることにより、高い乳価水準の実現、生乳廃棄を招かない適切な販売等を目指す機能)に留意しつつ、一層の多様化を来年度からの取引に反映するとともに、
(2) 小規模なチーズ工房や輸出向けの乳製品工場等について、設置規制(知事の承認)を緩和。

酪農家の取組

① 牛乳・乳製品を自ら製造販売

生乳全量を自ら販売するのは難しく、一部を指定団体に委託するが、自分の生乳を使って牛乳・乳製品をより多く製造販売したい。

② 生乳を直接販売

生乳全量を自ら販売するのは難しく、一部を指定団体に委託するが、自分の生乳を、その特色を活かした牛乳・乳製品を製造する乳業者に、自ら販売したい。

③ 乳価交渉を自ら実施

生乳全量を指定団体に販売委託するが、特色ある生乳生産に取り組む努力を、自ら乳価交渉を行って乳代に反映させたい。

取引の多様化

◆ 生乳の自己処理量の上限拡大

生乳の一部を、指定団体に販売委託せず、自ら牛乳・乳製品に加工して販売する場合に、1日当たり処理量の上限を1.5トンから3.0トンへ拡大する。

◆ 特色ある生乳の直接販売

酪農家が、特色ある生乳(ジャージー種、オーガニック等)を活かした牛乳・乳製品を製造する乳業者(日量処理能力3.0トン以下)に、直接販売できるようにする。

◆ 乳業者との直接交渉

酪農家が、指定団体に代わり、特色ある生乳について乳業者と直接交渉し、受取乳代に反映させることができるようにする。

規制の緩和

- i 小規模な乳業施設を設置して自ら牛乳・乳製品の製造・販売に取り組みたい。
- ii 輸出向けの乳業施設を設置して牛乳・乳製品の製造・輸出に取り組みたい。

◆ 乳業施設の設置規制を緩和

事務的・時間的負担を軽減を図る観点から、集約酪農地域における都道府県知事の承認に係る規制を緩和。

6次産業化・輸出を通じた酪農の付加価値創出を促進

- ◆ 目標値 2020年(H32年)までに6次産業化の取組件数を500件に倍増させる。

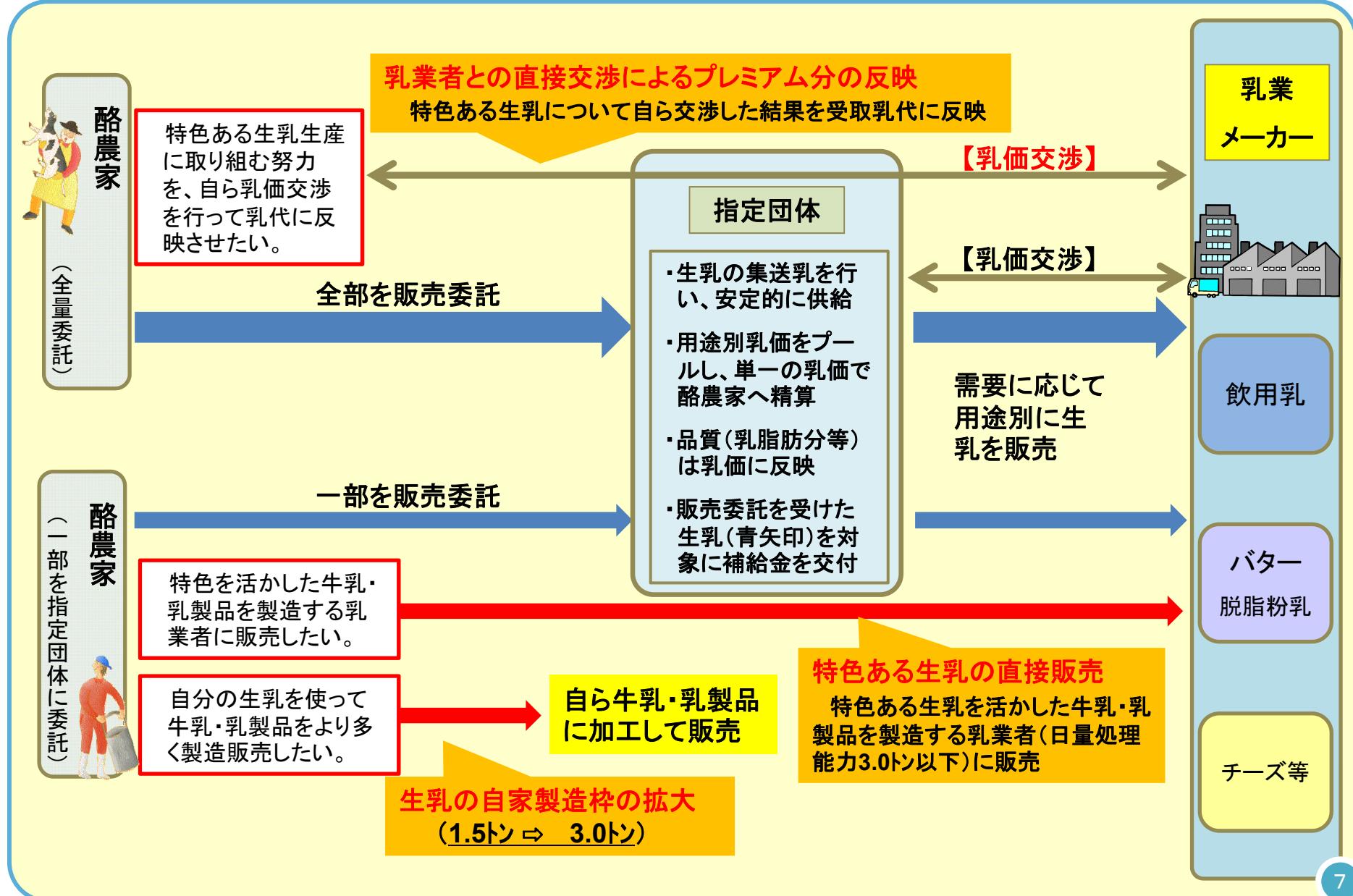
2014年 236件 ⇒ 2020年 500件

- 生乳取引の一層の多様化等による6次産業化の取組支援を通じて、取組件数を倍増させる。

○当該取組により製造されている乳製品比率(直近の聞き取り(複数回答含む))



生乳流通の弾力化の措置内容



乳業施設の設置規制の緩和について(参考)

集約酪農地域

酪農適地に生乳の濃密生産団地を形成し、集乳及び乳業の合理化その他酪農の振興を図るため、都道府県知事の申請に基づき、農林水産大臣が指定(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律)。

乳業施設の設置規制

集約酪農地域内で、**集乳及び乳業の合理化等を図るため**、乳業施設の設置又は変更につき、**都道府県知事の承認が必要**。

- ・飲用牛乳用処理施設
- ・クリーム製造施設
- ・バター製造施設
- ・チーズ製造施設 等



試験研究用に設置する場合その他農林水産大臣が定める場合

承認不要

次の場合に設置規制を緩和(承認が不要)

- ① 酪農家等が、乳業施設(生乳の処理加工能力3,000㍑/日以下)を設置し、当該施設の年間生乳使用量の5割以上を、自ら(酪農家以外の者にあっては、自らと生乳の安定的な取引関係にある酪農家)が生産した生乳から調達して、6次産業化に取り組む場合
- ② 乳業者等が、乳業施設を設置し、当該施設の年間生乳使用量の5割以上を、輸出向け製品の原料に使用して(輸出向け以外での生乳使用量3,000㍑/日以下)、輸出に取り組む場合
- ③ 既存の乳業施設を承認が不要な乳業施設に変更する場合その他都道府県知事が定める変更をする場合



集乳及び乳業の合理化等に支障が生じない範囲で、乳業施設の設置・変更に係る事務的・時間的負担を軽減し、6次産業化や輸出に取り組みやすい環境を整備

「生乳受託販売の弾力化」に係るQ&A ①

Q1. 部分委託による自家製造とは何ですか。どうすれば始めることができますか。

(答)

酪農家さんが、指定生乳生産者団体にこれまでどおり生乳を販売委託しつつ、一部の生乳を自らの加工施設(チーズ工房等)で処理・加工し、牛乳・乳製品を製造する取組です。

自家製造(部分委託)に取り組む場合、生乳を処理・加工する加工施設の生乳の1日当たり処理可能量が一定量(3.0t)以下の小規模なものであることなどが必要となります。詳細については、各地域の指定生乳生産者団体に御相談ください。

Q2. 何軒かの酪農家で共同して加工施設を所有している場合も含まれるのでしょうか。

(答)

複数の酪農家が共同で所有する加工施設であっても、自家製造(部分委託)の取組を行うことが可能です。ただし、その場合であっても、その加工施設の生乳の1日当たり処理可能量が一定量(3.0t)以下の小規模なものであることなどが必要です。

Q3. 部分委託による直接販売とは何ですか。どうすれば始めることができますか。

(答)

酪農家さんが、指定生乳生産者団体にこれまでどおり生乳を販売委託しつつ、一部の生乳を自らの加工施設(チーズ工房等)で処理・加工し、牛乳・乳製品を製造する取組です。

直接販売に取り組む場合、特色ある生乳が処理・加工される乳業の加工施設の生乳の1日当たり処理可能量が一定量(3.0t)以下の小規模なものであることなどが必要となります。

取引開始に当たっては、直接販売する生乳が特色ある生乳であることや、一定の書類の提出が必要となります。詳細については、各地域の指定生乳生産者団体に御相談ください。

「生乳受託販売の弾力化」に係るQ&A ②

Q4. 特色ある生乳とは何ですか。

(答)

ジャージー種から搾乳された生乳、有機栽培された飼料を給与した牛から搾乳された生乳、特定の産地で生産された生乳など、他の生乳と差別化が図られ、同じ用途の他の生乳と比べて高い価格で販売可能な生乳を指します。また、差別化のため、他の生乳とは区分して取引(流通)させる必要があります。

「特色ある生乳」と認められるかについては、各地域の指定生乳生産者団体まで御相談ください。

Q5. 乳業との直接交渉とは何ですか。どのように取引を始めればよいですか。

(答)

酪農家さんが、特色ある生乳のプレミアム分(通常のプール乳代への付加価値上乗せ分)の乳価交渉を、指定生乳生産者団体とともに乳業と行う取組です。

乳業との直接交渉に取り組む場合、事前に生乳受託販売委員会での協議やスケジュール調整などが必要となります。詳細については、各地域の指定生乳生産者団体に御相談ください。

Q6. プレミアム分乳代の支払いはどのように行われますか。

(答)

プール乳代(例:約100円/kg)に、乳業との交渉により上乗せされたプレミアム分(例:10円/kg)を加えた上で、合乳することなく生乳を集出荷することによる掛増し経費(例:1円/kg)を控除した乳代(109円/kg)が支払われます。

農林水産省のホームページの紹介

農林水産省では、生乳受託販売の弾力化に関する情報を以下のページで掲載していますので、御覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/chikusan/gyunyu/kankyo_seibi.html

農林水産省ホーム > 組織・政策 > 生産 > 畜産部ホームページ > 牛乳・乳製品
> 6次産業化等のための酪農家の創意工夫に応える環境整備について

○ 掲載内容

- Q & A
- 優良事例集
- 関係規定例